赦帳

十分冊ノ二

813
1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

34.7.23

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享三寅年二月廿日

一 中追放

小笠原佐渡守組松下嘉兵衛支配
伊達左京亮元家来
速水宇左衛門

右者主人伊達左京亮知行高百石被召
上候節家来不残欠落致候ニ付中追放

延享三寅年十二月十日

一 澤掃部 御供仕

牛込築地片町

孫三郎店

橋之清

右者同屋敷町人之清と切敷

山内出雲守屋敷掛地之山畑

永世之清ゟ取申候処実正ニ文ゟ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

卜改句論過人之長中論
等之事中止沒其本數
相勤人別條若字義之
御差中方ニ法治或之由緒申立書有之
出之事之所人之勿分之事
且雲弁刀脇指之儀返被

麻布今井寺町
添書之通名主彰蔵方店
玉谷彰蔵事
芝村田森之清

延享三寅年六月二日
一江戸十里四方追放

右者拐之後常陸国筑波
下東養寺ニ而寄留之節博奕
之咎被追放候処今度江戸
ニ而又候拐之儀重々不届

赦額川勝右衛門預書物系添状
右屋舗江戸十里四方ヶ所追放

寛永二酉年七月十二日

一 中追放

新右衛門町家主年寄
えもの子

石田丁 七

右之者雇入候節請人
添門番町之者ニ候得共
名主ニ合候ニ不及候

延享四丁卯年八月廿二日

一 重追放

三橋家之蔵

堀川之新蔵押足軽

右者人殺シ

中間長次郎湯屋

風呂ニて殺候節

御城内ニも不相長次郎と湯屋

人数ニ候間

御刀ニ而之儀

一 主人連ニ而湯屋ニ参り

ニ而相断候ニ付

無拠

御刀ニ而之儀

一 主人ニ而湯屋ニ参り

ニ而相断候ニ付

無拠

御刀ニ而之儀

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

一 記佛

処方箋発行年十二月十二日

浪人 山田鼎寿

牛込浪河新年居
河警所当番法門方ニ立番ス

浪人 清水伊達

牛込浪河新年居
河警所
当番法門方ニ立番ス

牛込浪河新年居
河警所当番法門方ニ立番ス

浪人 清水伊達

牛込浪河新年居
河警所
当番法門方ニ立番ス

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

次男大国義八歳之男子ニ而
上洛御又ゝ被召連候ニ付
書記差加候不届ニ付重而

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

赦帳

文亨四年二月廿日遠流ノ波 松平右京亮依元旨恩

同年三月廿一日

一 新潟ヘ流罪

野口傳七

在ノ者麹町 馬場 崇慶寺ニ而 調 吟味ノ上猶程ノ御尋ニ付 入牢

本戸ニ而 六ヶ月押込 御咎ノ一旦 御赦ニ

子細ハ知在ノ後ニ 帰帳ニ 借筆 依筆 憚ニ

救相談ニ参会之人ハ毎年人別ニ
五銭ヅヽ出金ニ積置仕掛ケ
場ニ於テ市廉ヲ以テ買入
不取敢平常貧ニ苦ム者ニ救助
ス届ニ及ハス

明治四年二月廿日届済
同年三月廿一日

一八丈 海ニ流ル

村年九拾歳

倩幸右衛門

右之者倩幸野ニ住ム本村年八拾歳新
場海ニ漁業ヲ営ミ毎ニ漁ニ出テ
永ク国ニ入ル者ニ付生ル新六ヲ押流
ス及相談ニ及ハス新六ヲ救ヒ

赤紙

一 申述書

延享四年二月十日

杉本幸助

末村幸八

右之者儀幕府御勘定吟味役元締

被仰付候処御用多ニ而勤兼候間

御免被成候様申述候

以上

延享四年二月十日

末村幸八

杉本幸助殿

右之者儀幕府御勘定吟味役元締

被仰付候処御用多ニ而勤兼候間

御免被成候様申述候

以上

延享四年二月十日

末村幸八

杉本幸助殿

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

赦済

一

処断年号年二月十一日

主馬

右ノ者清華家ノ諸大夫ニ候シ従五位下ニ叙シ侍従ニ任ジ又去ル年中近衛

少将ニ転ジ候ノ処、去ル年中近衛

松平左京亮信元ニ准ジ

主殿

右ノ者清華家ノ諸大夫ニ候シ従五位下ニ叙シ侍従ニ任ジ又去ル年中近衛

少将ニ転ジ候ノ処、去ル年中近衛

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享四卯年二月十一日

一 江戸拂

松平越後守領分

右之者勘定所ニ而吟味之上

清蔵野口村七左衛門方江

預ケ置候処七左衛門方ニ而

病死ニ付拂ニ申付候

松平越後守

赦帳

寛文十年二月十一日

一 江戸指

右、若鍋町新馬場与申掛被遣候
木戸を梅津源左衛門
九軒町之内小芝居同前ニ
申付候方
早速可被申付候
以上

寛文十年
二月十一日

江戸指

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

寛永十年二月十日

一 主馬頭殿

若年寄衆

右之者共今度御赦免被仰出候間
其許より上使を以遠流之者八丈
島へ流罪之者は三宅島へ可被送
候 尤路次中人馬無滞様ニ可被申
付候 恐惶謹言

二月十日

御奉行衆

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

処分 文政四年十二月十九日

勘定所七十日之儀書付

吉雄久吉子

牛久保業治

右之者酒ニ而酔狂ニ付家屋敷不残召上
勘定奉行支配組合江預ケ置処ニ情状不
届ニ付重追放所払

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

文亀弐年三月廿日

一 沢千里明寺退散

右之者共棟大社ニ而会六棟大社ニ而清掃不相済之事

小も創出ニ而無之候へ共棟大

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享四卯年三月十二日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

同河町

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

右之若干醫師吉岡榮元中買定物之儀
渡申御断之儀ニ付御取上ケ無之候事

日人店
源七之店
六蔵

船松町壱丁目源蔵店
久蔵之店
嘉助

延享四卯年三月廿五日
一八墨上ル申御断
日暮里寮之店
清元
彰八

右之若干醫師吉岡榮元儀ニ付御取上ケ無之者ニ

延享四丁卯年六月十三日

一 江戸拂

江戸

張紙

右ハ縁組ニ付諸事記置。

乃ち中間宅助當地ニ服差と為集右新入ニ
お渡仰被付中間共ニ大坂ニ
定助与言渡ニ付撫あく事也
渡差置候ニ付外ニ
ト付出着ニ而まゐる
入言ニ而拂

右者前ニ小吉求馬方ニお勤ニ而
中間拂ニ而七ヶ月勝中乃給勝ニ而
相勤候間御定ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享四卯年六月十一日

一 沼津捕

亭者古清兼子
於て給米拾俵ニ有之処出奔も不知候ニ
付御扶持被召放候旨申聞

年七ヶ月ニ而

年八事

市助

延享四丁卯年七月廿日

一 入雲寺上野寺掛

下谷町之内

奉願之事

右者加賀屋清次郎事

去ル未年中病気ニ而

相果申候ニ付

檀那寺之儀ハ

上野寺門前

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

出者ニ而ハ無之候得共市店市ニ而
訴人ニおゐて事を分ケ
名ニ下ニ而押取候ニ付不届ニ付入牢
江戸拂

三浦志摩守家来
えた善人

一 延享四卯年七月廿日
江戸拂 市松店 清兵衛 源四郎 七

右者加茂領之内七郎ニ而
百姓ニ而ハ無之候得共車ニ而
家財を訴人ニ遣ス者ニ付

添ル物ノ方ヘ指紙ヲ以テ差
右七物差ヲ以テ当ル
如ク積ミ重ヲ以テ取
申ス時ヲ以テ指紙
ヲ以テ差ル

三浦志摩守

文政四巳年七月廿日

一 江戸捕

江戸

吉

西村越後

御

江戸捕

右ノ者儀軍法厳重
多年ノ悪業不
軍ヲ以テ斬罪
申ス時ヲ以テ江戸捕

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享四丁卯年七月十一日

一 入墨ニ而江戸拂

関口水道町ニ在之

右ハ者共居古道具ニ紛敷松平
大学頭下屋敷ニ而致盗取候ニ付入牢申渡
掏摸ニ而遠ニ処 夜具ニ而方遣拂ニ相済
百文 夜具ニ而方遣拂ニ相済 入墨ニ而江

渋沢

処分 明治四年七月十四日ヨリ後
同年十月二日

一 新潟ヨリ流罪

右之者従二等官被仰付候ニ付
別合候旨被仰渡候間速ニ
表御門ヨリ可申入候事

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

[redacted]

嘉永四亥年七月十一日

一 沼子拂

神田紺屋町早月殘九

えん寿

清兵衛 若三郎

えん人組

清兵衛 徳次郎

右之通店拂之節立方ニ居候七ツ物与申者

拂之節縄ニ而教候様ニ申候ニ付

[redacted]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

縄を巻有之候ハ、弁縄を
添一ツに結束ニ而も不苦候
尤縄ハ六寸巻ニ而結之候事
中ハ六寸巻ニ而結之候事ニ候
不及弁事

関口水道所
左官清次郎
彫七

延享元甲子年八月十日
一 入墨之上ニ而敲

右者同居古道具屋荒屋ニ
而御定之通ニ入墨敲之上
重ニ而御定之疑敷物ニ相違
無之候ニ付入墨敲之上

清元延不審ニ付入墨之上

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

寛永十九年九月廿四日

一 永速放

若年寄

右之者、中村御奉公
永雇奉候、深川佐賀町
江罷越候、尤年寄
共江も相断、
申候、以上

神田数馬組
中村御奉公之同心

中村御奉公人

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

事ヲ乃至漏ヤカ
主延政

延享元年九月六日

一 八ツ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1　　ガラス使用

宝暦十年申年
旅鴉 高梨氏

一 新潟流罪

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

行為ニ有之候ハヽ如斯人名等
相揚候事ニ候ハヽ義ニ寄
乍憚方ニ及屆兼候間
有之候

一 申上候

杉下郡右衛門
元締役

大石良雄

右之者之人名等如斯
相揚候事ニ候ハヽ義ニ寄
乍憚方ニ及屆兼候間
有之候ハヽ如斯ニ
有之候

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

処分庁名年十月六日

一 中退放

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

延享元甲子年十月六日

一 牝追放

金四郎女房

小菅信小助情源左衛門元申合

右之者所人市蔵之儀

門内之脇ゟ指ゟ打擲之

怖無之門外ゟ逃去事

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

若年之者ニ八名ヲ以テ
処刑遂ニ其ノ法ヲ不免
ニ至候事

赤紙

慶安四年十月七日遠島ヲ被
仰渡
寛文元年六月十二日
八丈島ニ流罪

浪人
吉村栄助

右之者ニ武家方ニ而
相当無之文言書入之儀
御座候ニ付紙面之通
ニ相認申候以上

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

市屋弥兵衛殿水論裁許絵図
之写并証文之写服部与市市屋
お合の処市屋より之写を取
不届之段服部与市

小出信濃守
久徳土之番
有馬清兵衛

延享四卯年十二月廿二日
一 渡辺掃部 判

右之者同役中宿番相勤候処
度々宿判取違之儀有之候
右之通御勘定方之面々江申渡

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

一 入雲上汐ノ浦

山形県立図書館蔵

右一番酒ニ而解酒申候ニ付 汐屋 年六

出見世ニ而銭弐拾文ニ売申候 尤今ニ売申候

右

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

文政六年七月十二日

神田松永町宇兵衛店

江戸拂

滞帳方ニ入有之

七ツ

右ハ若旅人ニ而長逗留ニ方ニ旅人ニ而長逗留ニ方ニ旅人ニ而長逗留ニ方ニ

按度之事ニ而ハ不存候ニ付
役所ニ而ハ難申神国ニ而
常々家内之違ニ而
書ニ而ハ相済ニ而
右之通乍恐書付ヲ

処置之原年七月十日

一 入墨之上江戸拂

南沙汲所

右之者酒井源七支中宮市蔵方ニ而盗
金之咎ニ而吟味所ニ而六寸角八寸ニ
設候人、重敲四十ニ而江戸拂
被仰渡候ニ付、重敲之上右代金之

赦

寛延元年分二百石無役

一 延二巳年十月廿日

三宅治右衛門

流罪

赦

寛延元年分二百石無役

一 延二巳年十月廿日

三宅治右衛門

流罪

赦

寛延元年分二百石無役

一 延二巳年十月廿日

三宅治右衛門

流罪

右者武家方ニ而利欲

相営悪敷文言書入之候

取扱ニ而悪ニ候ハ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

[redacted]

[redacted]

寛延元辰年九月十日生湯本浜
同二巳年四月六日
新湯古流派

[redacted]

同
八丈湯古流派

昭和三年宵宮
啓帳病死

右者先祖より一派、梅田若葉町

八官町
源治命之事

源治

仍如

磯平

酒屋又ハ煮売酒渡世之者ニ而無之
素人中ニ而稀ニ者ニ而も雑煮之中ニ
江豆を遣ニ而も候ハヽ勿論
打倒ニ而も其時ニ者其筋ニ
申ニ而稀ニ者ニ而も候ハヽ
不届ニ付ニ人数ニ仕ニ
為ニ付ニ人ニ而も

御小性組頭格数馬
元中間
九蔵

一 ニ付

寛政元酉年九月十一日

右之者儀ニ中ニ而ニ年ニ而ニ度ニ
ニ年ニ而ニ度ニ而も候者ニ人ニ
ニ計ニ而ニ酒屋ニ而ニ
ニ酒屋ニ而ニ
ニ酒屋ニ而ニ

寛政元酉年九月十二日

一 御普請役元締 小林吉八

右者御用物入方之儀ニ付御用物入之儀ニ及候ニ而雑用中指通り不申候ニ付

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

没人ノ中ヨリ改方ニ而
宮キ儀掌ニ而集メ取
改ニ而不成分ニ而ハ

一 寛延元辰年九月廿六日

小普請組戸川内蔵助

小普請

右者御人奉公小物久慶百俵ニて被召抱候処

又慶成小児年寄ニ方仕遣い候ニ付

俸禄不取上ニて被召放候事

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

中納言殿方ニ於テ御尋ノ件ハ

寛延元辰年十月十一日

一 中追放

右之者対馬守殿家来雑兵ニ而
御手出有之候所主水方ニ対
暫相詰之内ニ対馬守殿ニ対
御不届ニ付対馬守殿家来人数
引入候ニ付主水方ニ而も
引取候処ニ右之通之
騒動ニ及候段不届ニ付

東番所御預

利喜蔵支配

与助

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

[illegible]人おまとめ元服間所市京都方今まで七方
出て今屋風呂敷より[illegible]文庫土坂出売先
帰れそこまで七ヶ礼今まで人方世界[illegible]浅草
都財布ニ[illegible]指置[illegible]方返放

一 都財布ニ[illegible]指置[illegible]方返放

完政元辰年十月十日

[illegible]物所
[illegible]

右者柴松御所まで七俵今まで[illegible]屋敷方
[illegible]財今まで[illegible]者ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]財今まで[illegible]
帰れ[illegible]ニ[illegible]
帰れまで七中ニ[illegible]一俵人おまとめ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

宝延元庚申年十月十一日

一 浮屠

右者已人年七十余命終未葬之
間令浮屠之事毎会取本葬之
後七中為追修之業
不可乱財令営執行人之沙汰

寛延元辰年十月廿一日

一 江戸拂

翰町平川御屋敷

源助

右之者元漆葉木流林平倉吉用之
不埒遣ひ候ニ付御役御免被仰
渡之段林平ニ申聞之候也

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

寛延元辰年十月十一日

一　日脚宿ヲ江ヶ拂

結渡ヶ

右ハ若シ人遠發六部集ノ文章ノ
内ヨリ清輔首發結渡ヶ
ヲ取テ題ニ取ル今詠結前表ヨ
リ下ヲ連ヶ下ヲ連ヶ下ヲ取テ詠ス
結渡ヶ詠之勝切ヲ

[illegible]旅出潮木切[illegible]越[illegible]
[illegible]候儀ニ[illegible]旅出[illegible]
[illegible]事ニ候[illegible]事記[illegible]
[illegible]候[illegible]日[illegible]

一 [illegible]

寛延元辰年七十月二日

御書院番[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之者[illegible]
少[illegible]
三[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

寛延元辰年閏十月十八日

一 中追放

右之者年来御公儀様
御定之御法度
相背、勝手ニ分限
不相応之御金
取遣致候ニ付
重キ御仕置
被仰付候

関谷水道町
閏十月
伝八

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

寛延元辰年十月十八日　　井迫出納之御小屋方

定書

一　恒進救

在番前方浅草札指方ニ勤義有之候
者共ニ対し関口水道町傳八方ニ而
信用金之儀ニ付傳八ニ義有之候ハヽ
利金不引下之上ニ而永年賦ニ

及ビ武士ヨリ礼金ヲ取
返還ノ

寛延之辰年十月十一日

一 中追放

右之者公右衛門新田長右衛門
及ひ倫哉打擲ひて疵付候ゟ
私かより高松代町迄

不届ニ付中遣放

寛延元辰年十月十日

不埒

長谷部

深川廻場所

長谷部

小八

右者米穀買置及ニ騒敷節ニ乗
ニ而遣候段不埒ニ付

寛延元辰年十月十日

一 中追放

右者宝暦四甲戌年
及口論於手擲ニ而
海島之内一ヶ所江

不便有申述候

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

寛延元辰年十月十日

一 八雲立申述候

右者御公儀様御慈悲を以御赦免被仰渡候ニ付
御請証文差上申候処仍如件

寛延元年十月十日

寛延元辰年十月十日

一 御赦書写方追放

寛延元年十月

刑八之后

右之者共小縫包新衣着替之節
御法度之養蚕地へ入込候ニ付
門前追放申渡候事

寛延元年十月十日 刑八之后 寛九宮

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

寛延元辰年十二月廿四日

一 江戸拂

佐久間町壱丁目忠兵衛店
久兵衛召仕
清右衛門

右者久兵衛町湯屋忠兵衛方ニ而湯入
来候処松浦肥前守様御屋敷ニ而横山宇八と申者
衣類ニ而腰抜之体ニ而参候ニ付事訳相尋候処
自身ニも有之ニ付門番清右衛門

お米下さる時ご持参下さい

813
109
1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

813
1

国立国会図書館　　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用